

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

- 新春講演会
ジャーナリスト 浜田 敬子 氏
- つなげ!元気の法人会!
(活動報告)

NO.
309
2025.4

法人会
消費税期限内納付
推進運動



走水観音崎ボードウォーク 東京湾の最東端に突き出た岬に位置し、変化に富んだ自然美あふれる岩場と砂浜での磯遊び・海水浴・釣りが楽しめます。また、日本最初の洋式燈台である観音崎灯台をはじめ、自然博物館、美術館、レストランなどが点在する魅力あふれるエリアです。これからの季節、こんなところでのんびり時間を忘れることができたら最高ですね。(写真：横須賀市観光部観光課)

つなげ！元気な法人会！



12/13 青年部会セミナー 於: セントラルホテル



12/19 租税教室 (青年部会)
於: 横須賀市立森崎小学校



1/23 県法連賀詞交歓会
於: 横浜ベイ東急ホテル



1/26 しらかば子どもの家・農業体験 (青年部会)
於: ソレイユの丘



1/29 絵はがきコンクール授賞式
於: 横須賀市立城北小学校



2/6 米海軍音楽隊、川崎南法人会との交流会
於: セントラルホテル



2/18 三浦半島青年団体交流会
於: セントラルホテル



3/6 中央1・中央2合同親睦旅行会
於: 八王子方面

新春講演会

**メディアの変化が民主主義を
どう変容させたか**
～ネット時代のニュースの読み方～

2月4日、今年の新春講演会は、AERA（アエラ）元編集長でジャーナリストの浜田敬子先生をお招きして開催された（於：セントラルホテル・聴講227名）。
浜田先生は、新聞やテレビなど既存のメディアとネットやSNSなど、新しいメディアが交錯する現状について解説し、メディアの役割やその変化が及ぼす影響に対し、どちらのメディアにしても、ちゃんと現場や周囲を取材した情報なのか、何が正しい情報のかなど、信頼できるメディアを自分で見抜く力を養うことが重要だと語った。
また、自分の価値観や、自分に都合がいい情報ばかりを信じてはいけない。特にオールドメディアと呼ば



満員の聴講者を釘付けにした熱い講演は強く心に響くものだった。
講師を務めた 浜田敬子先生（写真）

れている新聞、雑誌などには、買って頂き、手に取って読んでいただけるような価値のある内容が綴られているものになって欲しいと熱く語った。



電子申告 効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 イータックス 検索



2025年から変わること

2025年（令和7年）は、いわゆる2025年問題の、団塊世代が後期高齢者になることで、社会保障費の負担増や人材不足が深刻化するなか、様々な法改正・制度改正があります。雇用保険法や建築物省エネ法の改正などのほか、中小企業が把握しておきたいことを記載しました。今年には昭和100年に到達します。

2025年1月から

- ・ガソリン補助金の縮小
- ・税務署で申告書等の控えに収受日付印押なつを廃止
- ・労働安全衛生規則が改正、一人親方にも保護義務
- ・入社祝い金（就職お祝い金）の規制強化
- ・介護事業者の経営情報の報告の義務化
- ・不動産の「囲い込み」防止ヘレインズへの物件取引状況の登録義務化
- ・建築工事届・建築物除去届が新しい様式に
- ・技術検定の受験手数料の値上げ
- ・ミニマムタックスが適用予定
- ・自動車保険が値上げ、軽自動車の保険料率は7区分へ拡大

2025年2月から

- ・特定建設許可、下請代金の下限を5千万円へ引き上げ
- ・電気工事士試験、学科試験免除の対象試験を拡大へ

2025年3月から

- ・高齢者雇用安定法の経過措置終了
- ・金融商品取引法の改正による四半期報告書の廃止
- ・中小企業向け資金繰り支援が一部変更
- ・マイナ免許証の導入

2025年4月から

- ・建築基準法・建築物省エネ法が改正
- ・残業免除の拡大など、育児介護休業法等改正で8つのポイント
- ・育児休業給付、手取り10割へ上乘せ
- ・育児休業給付の延長手続きが厳格化
- ・貨物軽運送の「安全管理者」選任を義務化
- ・車の保管場所標章（車庫証明シール）が廃止
- ・車検更新、「1ヶ月前から」を「2か月前から」に緩和
- ・高齢雇用継続給付、「賃金の原則10%」へ縮小
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算へ完全移行
- ・雇用保険法の4つの改正
- ・職業紹介事業者の紹介手数料率の実績公開へ
- ・障がい者雇用の除外率。一律10ポイント引き下げ
- ・東京アクアライン、時間帯別料金幅が拡大

2025年5月から

- ・流通業務総合効率化法・貨物自動車運送事業法改正
- ・戸籍に氏名のふりがなを追加

2025年7月から

- ・高速道路の深夜割引の見直し

出典：ツギノジダイ ほか

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！
納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限※1があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。
確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- ▶ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です※2。
- ▶ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ▶ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額※3に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ▶ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例※4があります。

直前の課税期間の確定消費税額※3	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)※5

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されました

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されました

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

歩く目標、 1日1万歩は古い？

一般社団法人 Lumedia



運動を始める際に多くの方が最初に考えるのは、ウォーキングです。実際、スポーツ庁が令和5年度に実施した「この1年間に行った運動・スポーツの種目」に関する調査では、ウォーキングが最も多く、アンケート回答者の60.9%が行っていました。ただ、「ウォーキングをしよう！」と決意しても、「どれくらい歩けばいいんだろう？」と疑問に思うことがあるかもしれません。特によく聞かれるのが、「1日1万歩、歩かないといけなの？」という問いです。この記事では、その疑問について掘り下げます。



「1日1万歩」という目安が登場したのは、2000年に厚生労働省が開始した国民健康づくり運動「健康日本21」の中です。これは少子高齢社会における生活習慣病の予防や健康寿命の延伸などを目的とした取り組みです。身体活動量と死亡率の関連を調べた疫学的研究で、週2,000kcal分の運動をしている人の死亡率が低かったことから、それを歩数換算して1日1万歩が目安とされています。ただし、この研究は1986年のもので、歩数と死亡率を直接評価したものではありません。

その後、「健康日本21」は定期的に改定され、2023年に発表された「健康日本21(第三次)推進のための説明資料」では、20~64歳では1日8,000歩、65歳以上では6,000歩を目標とすることが示されています。1万歩という目安が出された当時よりも、歩数と死亡率に関する研究が進んでおり、例えば、約5万人を対象とした国内の研究(※参考文献)でも、歩数が増えるほど死亡率は低下しますが、60歳以上では1日6,000~8,000歩、60歳未満では8,000~1万歩で効果の頭打ちが確認されています。このように、「1日1万歩」よりも少ない歩数で十分な健康効果が得られる可能性があります。

また、目標歩数に達しなければ意味がないということもありません。この目標は最終的な目標であり、まずは自分の現在の歩数を知ることが重要です。歩数計や携帯電話、スマートフォンなどを使えば簡単に測定できます。最近のスマートフォンには標準で歩数計測機能が備わっているものが多いため、自分が普段どれくらい歩いているのかを確認しましょう。そして、現状から1,000歩増やすことを最初の目標に設定するのがおすすめです。これは1日10分間に相当します。いきなり高い目標を設定すると、けがのリスクが高まり、続ける意欲が削がれる可能性があります。そのため、最初は普段より1,000歩多く歩くことから始めるのが良いでしょう。20~64歳では1日8,000歩、65歳以上では6,000歩を目標に、まずは、1日+1,000歩から。



7つの間違い探し

見つけられますか？ ※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。(答えは7ページにあります)





医療費控除の対象となる 歯の治療費の具体例

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 鈴木 宏昌



歯科医師による診療または治療の対価で、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額は、医療費控除の対象となる医療費に該当します。

歯の治療に伴う一般的な費用が医療費控除の対象となるかの判断

- 歯の治療については、保険のきかないいわゆる自由診療によるものや、高価な材料を使用する場合などがあり治療代がかなり高額になることがあります。このような場合、一般的に支出される水準を著しく超えると認められる特殊なものは医療費控除の対象になりません。現在、金やポーセレンは歯の治療材料として一般的に使用されているといえますから、これらを使った治療の対価は、医療費控除の対象になります。
- 発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために行う不正咬合の歯列矯正のように、歯列矯正を受ける人の年齢や矯正の目的などからみて歯列矯正が必要と認められる場合の費用は、医療費控除の対象になります。しかし、同じ歯列矯正でも、容ぼうを美化するための費用は、医療費控除の対象になりません。
- 治療のための通院費も医療費控除の対象になります。小さいお子さんの通院に付添が必要などな場合は、付添人の交通費も通院費に含まれます。通院費は、診察券などで通院した日を確認できるようにしておくとともに金額も記録しておくようにしてください。通院費として認められるのは、交通機関などを利用したときの人的役務の提供の対価として支出されるものをいい、したがって、自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代等といったものは、医療費控除の対象になりません。

歯の治療費を歯科ローンやクレジットにより支払う場合

歯科ローンは、患者が支払うべき治療費を信販会社が立替払をして、その立替分を患者が分割で信販会社に返済していくものです。したがって、信販会社が立替払をした金額は、その患者のその立替払をした年（歯科ローン契約が成立した時）の医療費控除の対象になります。なお、歯科ローンを利用した場合には、患者の手もとに歯科医の領収書がない場合があると考えられますが、この場合には、医療費控除を受けるときの支出を証明する書類として、歯科ローンの契約書や信販会社の領収書を保存してください。

(注) 歯科ローンに係る金利および手数料相当分は医療費控除の対象になりません。

注意事項

- 治療中に年が変わるときは、それぞれの年に支払った医療費の額が、各年分の医療費控除の対象となります。
- 生命保険契約、損害保険契約または健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合には、その給付の目的となった医療費の額を限度として、支払った医療費の額から差し引く必要があります。

にせ税理士に注意!!



**にせ税理士に
注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193

使ってみると便利です!
キャッシュレス納付!

💡 **キャッシュレス納付の3つのメリット!**

- ✔ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✔ PCやスマホで簡単手続き!
- ✔ 現金の準備が不要!



① 丸の内線 ② 丸の内線 ③ 丸の内線 ④ 丸の内線 ⑤ 丸の内線 ⑥ 丸の内線 ⑦ 丸の内線 ⑧ 丸の内線 ⑨ 丸の内線 ⑩ 丸の内線 ⑪ 丸の内線 ⑫ 丸の内線 ⑬ 丸の内線 ⑭ 丸の内線 ⑮ 丸の内線 ⑯ 丸の内線 ⑰ 丸の内線 ⑱ 丸の内線 ⑲ 丸の内線 ⑳ 丸の内線 ㉑ 丸の内線 ㉒ 丸の内線 ㉓ 丸の内線 ㉔ 丸の内線 ㉕ 丸の内線 ㉖ 丸の内線 ㉗ 丸の内線 ㉘ 丸の内線 ㉙ 丸の内線 ㉚ 丸の内線 ㉛ 丸の内線 ㉜ 丸の内線 ㉝ 丸の内線 ㉞ 丸の内線 ㉟ 丸の内線 ㊱ 丸の内線 ㊲ 丸の内線 ㊳ 丸の内線 ㊴ 丸の内線 ㊵ 丸の内線 ㊶ 丸の内線 ㊷ 丸の内線 ㊸ 丸の内線 ㊹ 丸の内線 ㊺ 丸の内線 ㊻ 丸の内線 ㊼ 丸の内線 ㊽ 丸の内線 ㊾ 丸の内線 ㊿ 丸の内線

国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～
 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆人事院国家公務員
 試験【採用NAVI】



◆採用関係
 お役立ちリンク集



◆Web-TAX-TV



令和5年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A区分) ※1	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2 令和6年度の実施状況
受験資格	1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの者 2 平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの ・ 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者 ・ 人事院が上記・に掲げる者と同等の資格があると認める者		1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和6年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和7年2月20日(木) 9時～3月24日(月) [受信有効]		令和7年6月13日(金) 9時～6月25日(水) [受信有効]	令和6年7月22日(月) 9時～8月13日(月) [受信有効]
1次試験	令和7年5月25日(日)		令和7年9月7日(日)	令和6年9月29日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
	専門試験(多肢選択式)			
	[必須] 民法・商法、会計学 [選択必須] 民法・商法、会計学、憲法・行政法、経済学、英語 [選択] 財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、商業英語	[必須] 民法・商法、会計学、基礎数学 [選択] 情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語		
	専門試験(記述式)			
	憲法、民法、経済学、会計学、社会学	科学技術に関連する領域		
2次試験	令和7年6月23日(月)～7月4日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時		令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和6年11月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)又は10日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3次試験			令和6年11月下旬又は12月上旬で指定する1日	
			総合評価面接試験	
合格発表	令和7年8月12日(火)		令和7年11月18日(火)	令和6年12月19日(水)

※1 国税専門官試験の令和7年度の募集は、終了しています。令和8年度の試験日程の公表は、12月中旬頃の予定です。

※2 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和6年度の実施状況を記載しています。

令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

母校がなくなる・・・

コラム



1999年・平成11年 坂本小学校と青葉小学校が統合し桜小学校が開校
 2006年・平成18年 陽光小学校が閉校、鶴久保小学校と統合
 2010年・平成22年 光洋小学校が閉校、鴨居小学校と統合
 2013年・平成25年 平作小学校が閉校、池上小学校と統合
 2025年・令和7年 田浦小学校が閉校、長浦小学校と統合
 2025年・令和7年 走水小学校が閉校、馬堀小学校と統合
 2025年・令和7年 剣崎小学校が閉校、南下浦小学校と統合

(1999年以降 横須賀市・三浦市で閉校していった小学校)



東京湾に面して建ち、風光明媚な走水小学校
 令和6年度的全児童数は28名だった。(写真)

母校。特に、地元で生まれ育ち通った近くの小学校が閉校すると聞くと、少子高齢化や街の過疎化、再開発など、とにかく各地の閉校は、最初は仕方がないと思いつつ、どこか受け入れられずにいた。小学校での思い出は形としてなくなり、いつか忘れてしまうのだろうが、春夏秋冬、毎日通い、皆の元気な声、教室、校庭、体育館、日が暮れるまで元気な声が響いていた様子が脳裏にしっかりと残っているからだ。そして、いくつかの友人や先生とのやり取りを思い出すことができる。やはり、誰が何といっても自分にとって母校がなくなるのは寂しい。中には卒業した小学校、中学校、高校がなくなってしまったという方も居るといふ。全国各地にはそのような方は大勢いて、また色々な考えの方もいらっしゃるの、中には、卒業した学校に特に思い入れもなかったり、転校ばかりで友人の顔さえ覚えいない場合など様々だ。



ところで、小学校と言えば、父が戦後、群馬県桐生市から出てきた刺繍屋で、米軍土産用のスカジャンやジージャン、アポロキャップ、さいか屋や高島屋に卸していた刺しゅう入りのハンカチなどを繕って生業にしていたが、私の小学校卒業の年に小学校（PTA？）からの依頼で、校旗を作成した。晩年の父に一度見せてあげたいと思っていたが叶わず、父が亡くなった後に一人で小学校に赴いた。突然の訪問にも関わらず、当時の校長先生が快く見せて下さり、現在も使っているとおっしゃってください。当時の仕事を父に見せたかったと改めて後悔した。

私の場合、それぞれクラスの幹事さん方の努力もあって、小学校、中学校、高校の友人たちの消息を知ることができ、特に中学・高校は分からなくなってしまっていた現在の住所録さえ、かなり復活していて、同窓会に出席すれば、同級生や恩師とも会える。あの校舎、校庭、教室にいたあの頃が蘇る。声も、空気も、色も、臭いも。



昭和33年、南下浦第二小学校から改称した剣崎小学校



横須賀市初の鉄筋校舎（昭和29）だった
 田浦小学校

2024年度の田浦小学校児童は125名、走水小学校児童は28名、剣崎小学校は52名だった。100年余の長きにわたり多くの児童の成長を見守り送ってきた。

個人情報の取扱いが難しい時代が続くと、数十年後には、同窓会なんて言葉は死語になるのだろうか。いや、もはや死語か。(M. K)

情報掲示板



**だましの電話は固定電話だけじゃない!
携帯電話にもかかってくる!**



特殊詐欺の犯人からの電話は、依然として自宅の固定電話にかかってくる人が多いですが、最近では、固定電話に加え、携帯電話にも特殊詐欺と思われる電話がかかってくる場合があります。

携帯電話に警察官を名乗る者から「詐欺の犯人を捕まえたら、あなたの口座を持っていた」「あなたに犯罪の容疑がかかっている」などと話してきます。

その後、SNSやビデオ通話に誘導し、偽物の逮捕状や警察手帳を示しながら「口座の資金調査をする。」等と言われ、犯人に指示された口座にお金を振り込ませたり、中には連日ATMで現金を引き出すよう指示され、自宅に現金が貯まったところで、現金を指示された場所に置くよう指示される、又はインターネットバンキングを開通させて、振り込ませるケースもあります。

携帯電話での詐欺対策

- 1 非通知による電話や、電話帳に登録していない番号等、知らない番号からの電話には出ない。
- 2 携帯電話会社が提供している「迷惑電話対策サービス」を活用する。
携帯会社では、迷惑電話に対するサービスを提供しています。
※中には有料のサービスもあるので、詳しくは契約している携帯電話会社に問い合わせてください。
- 3 携帯電話の端末内にある迷惑電話設定をしましょう！
機種にもよりますが、端末の設定により非通知からの着信を拒否することが出来ます。

わかる

知らない電話番号から着信があった際は、直ぐに折り返さず、インターネットで着信番号を検索すると、電話番号の情報がでてくる場合もあります。



電話でお金の話がでたらサギ!

少しでも不審に感じたら、直ぐに家族や警察に相談してください!



POLICE LINE POLICE LINE POLICE LINE POLICE LINE

神奈川県警察本部 生活安全総務課

広報の窓



第二、第三の青春～皆様に感謝～

桜が咲き新たな気持ちでスタートを切る方が多い季節、皆様お元気でしょうか。

私の第二の青春といえば京都で葬儀の勉強をしていた時です。30年位前で社葬や合同葬など多く様々な経験をしておりました。東北から九州の方まで各地も回りました。経験は有り難く当時は困難や辛い事でも乗り越えるたびに一歩前に進むことが感じられ、やりがいや嬉しさ楽しさを感じておりました。また同僚を通じ友人の中で大文字焼きの保存会に入っており火をつけに行けました。点火中は各家庭消灯により暗くなった盆地から多くの光輝くカメラフラッシュのシャワーを浴びるようでした。そして反対方面では宇治川の花火が上がっており素晴らしい景色でした。大・妙・法・船・鳥居・左大文字と順番に点火されます。燃え終わった後は火の始末をして下

山しお世話になったお宅で食事の振る舞いを受ける楽しいひと時でした。

第三の青春は商工会議所青年部です。商工会議所は経済産業省の管轄で商工会は中小企業庁の管轄にあります。青年部は全ての商工会議所にあるわけではありません。そして卒業の年齢も様々です。日本(にほん)商工会議所青年部は東中西の各地区があり東地区の神奈川は関東ブロックとなります。現在神奈川は13単会あります。その青年部でお役目を頂き多くの経験をさせて頂きました。今の自分がいるのも、その団体があったからであると感じております。そしてメンバーに恵まれていたのだとも感じております。多くの方と知り合い様々学びました。

いまはOBとなり人生も折り返しになっていると思いますが夢や希望を持ちまた地域に育てて頂いているので恩送りできる自分でありたく思います。

広報委員 (有)藤屋 藤 太郎

新 会員紹介

(令和6年12月～令和7年3月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
北部地区会					
田浦	* かながわ信用金庫田浦出張所	水藤 英樹	船越町5-1-8	861-1515	金融業
田浦	(株)マルシン	新倉 隆史	船越町1-284	861-5454	運送業
逸見	(株)コミュニケーションズビジネスアヴェニュー	柴山 浩	安針台17-3-502	821-3362	システムインテグレーター
中央第1地区会					
米が浜日の出	(株)フロンティア	駒林 和	日の出町1-13スターホームズ横須賀中央103	854-4344	建設業
中央第2地区会					
安浦	(株)ティワリ インターナショナル	ティワリ マコト	平成町1-5-3-1010	854-9415	飲食業
三春	(株)ドゥープラス	山本 拓野	三春町1-1-12	874-7334	接骨業
上町	(株)トーレスト・リム	加藤 亨	富士見町2-69	090-2228-6836	貿易コンサルティング
南西地区会					
衣笠	(株)Sluice	樋口 祐介	衣笠栄町2-45-1サカエビル3F	876-9025	建設業
衣笠	(有)衣笠調剤薬局	今岡 千絵	衣笠栄町1-20	852-0438	小売業
公郷	(有)アトム	佐々木順一	公郷町2-10松川ビル1F-B	807-0282	貸おしぼり・リースマット
公郷	(株)満利家	大黒 健司	小矢部3-7-2	874-8027	サービス業・飲食業
池上	(株)わくわくサポート・ネットワーク	宮下 卓也	平作5-4-10	090-2466-7961	娯楽提供サービス・イベント企画・アミューズメント
東部地区会					
森崎	(株)創和ハウジング	金木 貴史	森崎1-9-4	854-5556	建築控除業
大矢部	(株)ツネヨシ	仲野とも子	岩戸3-17-7-6		不動産業
大矢部	(株)鈴木新聞店	鈴木 輝正	佐原5-28-36	835-0982	新聞販売業
内川	義富機工(有)	仲野 耕司	内川1-7-44	830-5526	車・船舶・機械等リース業
内川	(株)富司	仲野 耕司	内川1-7-44		不動産業
内川	(株)エアー	加藤 浩介	内川1-2-21	884-4737	ビルメンテナンス業
根岸	(株)はまゆう	山田 哲也	池田町4-4-1	833-3581	訪問看護
南部地区会					
大津	(株)アズバリュー	藤澤 寛子	馬堀町3-24-10		サービス業
浦賀東	(株)鎌田電設				
浦賀東	(株)LINK	永井 由美	鴨居3-5-3	876-5256	飲食業・保育所
久里浜中央	(有)荻野建築板金	荻野 修一	久里浜7-18-2	835-1599	建築板金業
久里浜西	ブルーベイ(同)	劉 勇	久里浜1-5-8-2F	876-9658	飲食業
北下浦	* 久保電設	久保 俊秋	津久井1-17-3	090-6933-4200	電気設備工事
北下浦	義富鋳産(有)	仲野 廣元	野比5-11-5	848-8626	船舶タンク清掃業
西部地区会					
武山	(有)オプト・タカオ	高岡 俊夫	林1-21-5	857-6471	眼鏡小売業
武山	(株)ヨコエレ	荒木 恭平	光の丘8-3YRPベンチャー棟210	070-4175-7282	技術サービス業
長井	* かながわ信用金庫長井支店	飯田 充	長井3-26-10	857-1100	金融業
長井	* 長井海の手公園ソレイユの丘		長井4丁目地内	857-2500	
三浦地区会					
三崎第1	(株)セブンシーズ	土山 拓男	三崎2-20-3	890-6051	製造業
三崎第1	(株)クラフトガレージ	小松 哲也	三崎1-10-12	876-8095	クラフトビール製造業
三崎第2	(株)CF-1	倉橋 隆行	三崎町諸磯975	874-4301	不動産事業
初声	* かながわ信用金庫三崎口駅前出張所	金井 祐輔	初声町下宮田600-2	889-2515	金融業
市外					
市外	* (株)横浜中央エステート	松浦 弘幸	横浜市西区みなとみらい4-4-2-12F	045-274-3336	不動産業
市外	* (株)ヨコシャ	小川 譲司	横浜市磯子区丸山2-1-20	045-350-2535	自動車整備・販売・レンタカー
市外	* (株)カンパイ	桑原 正幸	横浜市神奈川区三枚町248-6	045-548-8191	建設業
市外	* (株)アイネクスト	富田 貴之	豊島区東池袋1-30-6セコーサンシャインビル10F	03-6747-3943	OA機器サービス業
市外	* (株)CHOTARO	アディカリ・ケサブ	東京都大田区蒲田5-21-13-1-102	03-6428-7652	飲食業

*は賛助会員です



複雑化する世界の、 あなたのパートナー。

情報が溢れ、物事の複雑化が進む、
変化の時代です。

それに伴い、直面するリスクもまた、
日々変わり続けています。

変化の時代に、
わたしたちAIG損保がやるべきこと。
それは、変化につきまとう
不安や悩みを一つでも減らし、
未来に向かって前向きに
進む人を一人でも増やすこと。



いつの時代も、変わらない安心を
提供してきたわたしたちだからこそ、
グローバルネットワークから
得られる知見と、
国内での豊富な経験を掛け合わせて、
すべてのお客さまの心強い味方として
サポートしていきます。

AIG AIG損保

AIG損害保険株式会社

横浜支店

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19
045-277-3110 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

